

補助金制度の流れ



※1 事業完了 (電力受給開始日) 後30日を経過する日、または令和8年1月31日のいずれか早い日まで (既に電力受給を開始しているものは、受理決定通知後30日以内) に必ず提出をお願いします。
 ※2 事業完了 (設置工事が完了し、余剰電力買取開始日) 後30日を経過する日、または令和8年1月31日のいずれか早い日までに、必ず提出をお願いします。
 ※3 事業完了後30日を経過する日、または令和8年1月31日のいずれか早い日までに、必ず提出をお願いします。

◆蓄電池設備及び木質バイオマス燃焼機器 (ペレット使用) に対する補助を受けるには、山形県民CO₂削減価値創出事業「やまがた太陽と森林の会」への参加が必要です。詳細につきましては [「やまがた太陽と森林の会」](#) (検索) をご覧ください。
 ◆県が交付する他の補助金との併用はできません。市町村の補助金との併用については、各市町村にお問い合わせください。また、蓄電池設備については、国の補助金の交付対象となるものは県の補助金の対象外です。

受付窓口 **eny** NPO Environmental Network in Yamagata
 特定非営利活動法人
環境ネットやまがた
 TEL. 023-679-3377 FAX. 023-679-3389
 E-mail: saiene@eny.jp <https://eny.jp>
 〒990-2421 山形県山形市上桜田3-2-37

受付時間
 月曜日～金曜日
 9:00～17:00
 土・日・祝日・
 年末年始12/29～1/3
 を除く

ウェブからもパンフレットの内容を見ることができます!

やまがた未来くるエネルギー補助金

自宅で電気をつくって、電気代を節約! 非常時も安心!

創エネを山形県が応援!

「創エネ」とは、エネルギーを節約(省エネ)するだけでなく、太陽光発電設備やペレットストーブなどを利用して積極的にエネルギーをつくり出すことです。



創エネ生活を始めてみませんか? **申込受付中**

※詳しくは、県のウェブサイトをご覧ください。



補助の対象となる、“再生可能エネルギー等設備”はこちら!

蓄電池設備

太陽光発電と組み合わせておトク!

新たに太陽光発電設備と一緒に導入する場合、太陽光発電設備を既にお持ちの場合に蓄電池設備に対し補助を行います。

◎再生可能エネルギーの利用

化石燃料を用いた発電では温室効果ガスが発生しますが、太陽光発電設備により太陽光エネルギーで電力をつくり利用することで、温室効果ガス排出量の削減に貢献できます。

◎電気代負担の軽減

太陽光から得た電気を蓄電池に貯めることができます。貯めた電気を自宅や事業所で消費することで、電気代の節約につながります。

【非FIT型】

自家消費を目的とするなどFIT認定を受けないもの。余剰電力の買い取りについては「山形県民みんなで地産地消電力買取プラン」への申込みが必要です。

【FIT型】

FIT認定を受けるもの。

【卒FIT型】 New

FIT認定の調達期間が終了、又はFIT認定を受けていないもの。蓄電池の設置とパワーコンディショナの更新を同時に行うことが条件です。余剰電力の買い取りについては「山形県民みんなで地産地消電力買取プラン」への申込みが必要です。

※「山形県民みんなで地産地消電力買取プラン」とは余剰電力の買い取りにより再エネの地産地消に取組むものです。



環境エネルギー部 エネルギー政策推進課
〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号
TEL:023-630-3309 FAX:023-630-2133

山形県民みんなで地産地消電力買取プラン

検索

▲山形県民みんなで地産地消電力買取プラン

つくられたエネルギーが県内の企業等で消費され、地域の活性化につながります。

木質バイオマス燃焼機器 (ペレット・チップ・薪・モミガライト ストープ)

薪や木質ペレットなどの再生可能な森林資源を燃料とするストーブです。山形県では、豊かな森林資源を「森の恵み」として活かし、林業の振興などを進める「やまがた森林ノミクス」を展開しています。

【木質バイオマス燃焼機器の使用にあたって】
煙の発生をはじめ周囲に一定程度の影響を及ぼすことがありますので適正な使用方法を十分理解のうえ、周囲の環境に配慮しながら使うことが望まれます。
例)
・煙や匂いが流れてきて洗濯物が干せないなど、日常生活に差し支える
・薪作りにチェーンソーを使用するので、騒音と感ずる

Check Point
ペレット・薪 ストープ
対流熱と輻射熱の両方で温めるため、空気だけではなく床や壁も温まり空間全体が暖かくなります。

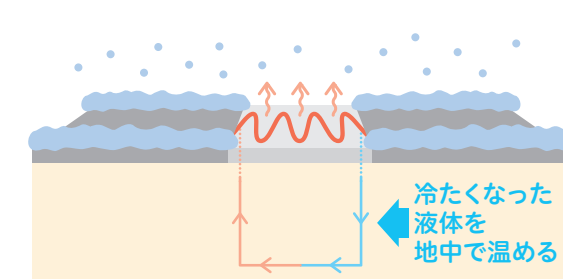
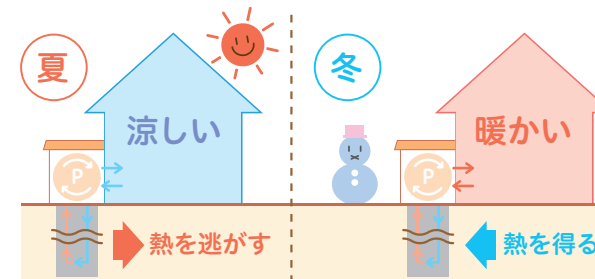
木質ペレットの情報や入手に関しては、右記のウェブサイトをご確認ください。



◀山形県建築住宅課「タテッカーナ」

地中熱利用 空調装置・融雪装置

地中の温度は年間を通じてほぼ一定で、外気温と比べると夏は冷たく、冬は暖かく安定しています。この安定した熱エネルギーを地中から取り出し、空調や融雪などに利用することを「地中熱利用」と呼んでいます。



【地中熱利用空調装置】※1

ヒートポンプの熱源として、地中熱を利用した冷暖房装置です。

【地中熱利用融雪装置】※1 ※2

地中熱や地下水熱により、路面の融雪・凍結防止を行う装置です。

※1 地中熱と空気熱のハイブリッド型装置も対象になります。
※2 ヒートポンプを利用しない方式(散水方式を除く)も対象になります。

“再生可能エネルギー等設備”ごとの補助金額

設備の種類	設備の要件	設備の用途	交付の対象者	補助予定件数	補助金額又は補助率(上限金額)
蓄電池設備 (非FIT型)	太陽光発電設備(10kW未満)を新規同時導入	住宅用・事業所用	個人 法人	65件	7万円/kwh または 1/3のいずれか低い額(40万円)
蓄電池設備 (FIT型)	太陽光発電設備(10kW未満)を新規同時導入	住宅用・事業所用	個人 法人	50件	2万円/kwh または 1/3のいずれか低い額(10万円)
蓄電池設備 (卒FIT型) New	・太陽光発電設備既設 ・パワコン更新	住宅用・事業所用	個人 法人	50件	3万円/kwh または 1/6のいずれか低い額(20万円)
木質バイオマス燃焼機器 (ペレット・チップ・薪・モミガライトストーブ)	・補助対象経費 20万円超 ・承認機構の承認設備 又は、同等の水準(チップ・薪ストーブ)	住宅用・事業所用 農業施設用	個人 法人	20件	省エネ健康住宅認定取得の場合 1/2(24万円)
				160件	上記以外 1/3(16万円)
地中熱利用 空調装置・融雪装置	空調装置 COP3.0 以上 融雪装置 COP3.0 以上 又は、同等の水準	住宅用	個人	3件	空調 1/3(85万円)
				23件	融雪 1/3(42万円)

・補助対象設備について、県内に事業所又は営業所を有する事業者から購入するもの、設置工事について県内施工業者が施工するものを条件としています。